

【参考】

○事故報告のルート及び報告様式

①特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び延長保育事業者

【以上報告様式（別紙1）】

施設・事業者 → 市町村（中核市を含む） → 福祉保健局 → 子育て応援課 → 国

※東部地区の市町は直接子育て応援課へ報告すること。

②放課後児童クラブ【報告様式（別紙2）】及びファミリー・サポート・センター事業

【報告様式（別紙4）】

事業者 → 市町村（中核市を含む） → 子育て応援課 → 国

③子育て短期支援事業【報告様式（別紙3）】及び病児保育事業【報告様式（別紙1）】

事業者 → 市町村（中核市を除く） → 子育て応援課 → 国

中核市の事業者 → 中核市 → 国

④一時預かり事業【報告様式（別紙1）】

事業者 → 市町村（中核市を除く） → 福祉保健局 → 子育て応援課 → 国

中核市の事業者 → 中核市 → 国

⑤届出保育施設【報告様式（別紙1）】

施設 → 福祉保健局 → 子育て応援課 → 国

※東部地区（中核市を除く）の施設は直接子育て応援課へ報告すること。

中核市の施設・事業者 → 中核市 → 国

⑥私立幼稚園（特定教育・保育施設でないもの）【報告様式（別紙1）】

施設 → 子育て応援課 → 国